



おぐに議会だより

第14号

平成25年11月10日

◎平成24年度決算 49億7682万円認定

◎町政を問う(一般質問) ◎小国小中学校施設整備は…。

◎議員研修報告

◎編集後記

発行 小国町議会

編集 広報特別委員会

〒869-2592

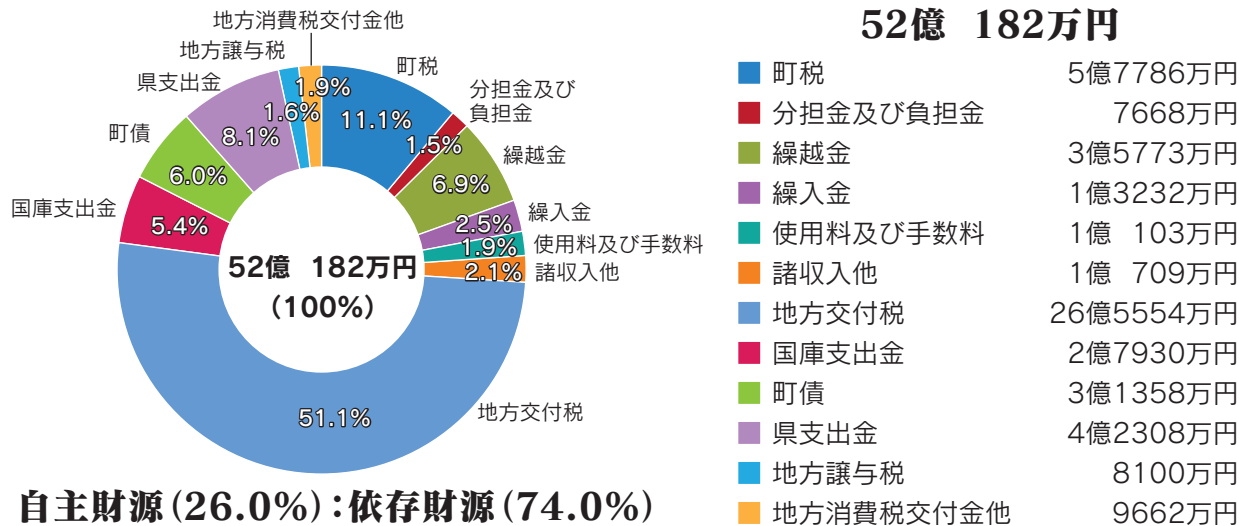
熊本県阿蘇郡小国町宮原1567の1

TEL.0967-46-2119

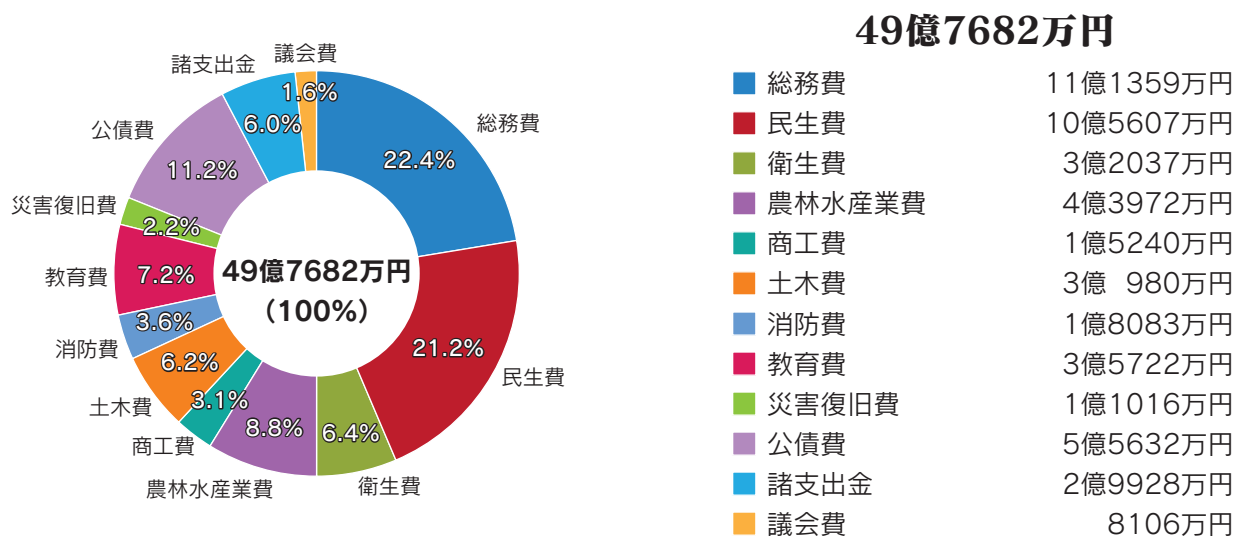
決算を認定

▶一般会計

自主財源と依存財源



歳 出



歳入

歳入全体の自主財源の割合は13億5271万円に対して前年比8・7%の減となっている。

年々自主財源が減少している。このままでは自主財源や国の経済対策交付金もまだ見込めず、積極的な自主財源の回復のため農業・林業・商業・観光業など所得向上に向けた政策を打ち出すことや、さらなる経費の削減が望まれる。

歳出

歳出では、おおむね前年と同じような支出状況である。しかし、町の人口は年々減少傾向にあり、少子高齢化が進み縮小社会に向かうのは必然である。将来の投資的経費を抑えるのはもちろん、中長期的な財政計画が必要であり、さらなる住民参加型の町政を進め、安心して暮らしやすい町を目指していきたい。

監査委員意見書より
代表監査 室原智邦
議選監査 松崎俊一

▶平成24年度 小国町水道事業会計

区 分	収入決算額	支出決算額	差引額
上水道事業	1 億 116 万円	8124 万円	1992 万円
簡易水道事業	2796 万円	4242 万円	△ 1446 万円
合 計	1 億 2913 万円	1 億 2366 万円	547 万円

区 分	23 年度	24 年度	対前年比較
経営収益	1 億 2298 万円	1 億 2303 万円	5 万円
経営費用	1 億 1501 万円	1 億 2168 万円	667 万円
経営利益	797 万円	135 万円	△ 662 万円
当年度純利益	797 万円	135 万円	△ 662 万円

水道事業会計の、収支では、前年度利益は 135 万円、前年対比△662 万円の減収。これは給水人口減と有収率の低下によるものである。給水収益は前年対比 409 万円下回った。収益面においては、水道管布設替え及び漏水対策を行い有収率を回復させ、経費の削減に努める。また、事業の改善を図り、経営効率化に一層努める必要がある。今後の課題として、水量低下に備えた新しい水源の確保も必要である。

▶特別会計

区 分	歳 入	歳 出	収 支 額	歳出対前年比
国民健康保険	11 億 5919 万円	11 億 4384 万円	1535 万円	2.3%
老人保健	496 万円	496 万円	0 円	
介護保険	9 億 5146 万円	9 億 1410 万円	3736 万円	8.5%
後期高齢者医療	1 億 511 万円	9973 万円	538 万円	4.6%
地方改善施設 住宅新築資金等 貸付金	62 万円	62 万円	0 円	△ 33.9%
坂本善三美術館	1630 万円	1630 万円	0 円	11.3%
簡易水道	797 万円	774 万円	23 万円	△ 0.2%
農業集落 排水事業	1 億 4216 万円	1 億 3963 万円	253 万円	2.4%
特別会計総額	23 億 8777 万円	23 億 2692 万円	6085 万円	1.0%

国民健康保険の歳出では、前年対比 2551 万円の増である。健康増進による医療費の削減、収入未済額が約 4259 万円あり、他より突出している。自主財源である保険税の確保が必要である。

介護保険歳出は、前年と比較して 7173 万円増額となっている。年々増加傾向にあり、高齢者の健康増進に努め、施設利用に頼らない健康の町づくりに努めなければならない。

坂本善三美術館では、入館者数も減少している。入館料も同様である。今後も入館者増や、美術館として魅力ある企画展を行うよう要望する。

農業集落排水事業の歳出では、前年対比 376 万円の増である。さらなる加入率の増加と、修繕等の経費を削減し効率化を図る必要がある。

▶ 補正予算

プール解体工事と体育館への歩道等整備工事に1億1000万円

◇一般会計補正予算2億1158万2千円を追加

■ その他補正予算の主なもの

財政調整基金積立金	7000万円
林業機械導入事業補助金	300万円
小国杉使用建築物支援事業補助金	462万円

◇介護保険特別会計予算1402万7千円を追加

決算に伴う返還金 1045万4千円



歩道等整備工事



▶ 条例改正

◇小国町災害救助等に協力した民間協力者の災害給付に関する条例の制定

災害時、民間協力者の災害にも給付金を支給

◇みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例の一部改正

温泉の掘削及び口径200ミリ以上の掘削には『まちづくり専門者会議』を新たに設置

◇職員定数の一部改正

数年後の大量定年退職者に備え、町の行政機能が円滑にすすむよう、計画的な職員採用を行うための職員定数の改正

上記以外に小国町税条例の一部改正含む6条例の一部を改正する条例を審議し、全会一致で可決しました。

▶ 請願・陳情

国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

○ 請願者：消費税廃止熊本県各界連絡会

賛成少数により否決

介護保険「要支援の保険はずし」についての請願

○ 請願者：特定非営利活動法人 福祉のまちづくりをすすめる会

賛成少数により否決

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について

○ 陳情者：全国森林環境税創設促進議員連盟

全会一致で採択

道州制導入に反対する意見書について

○ 陳情者：熊本県町村議会議長会

全会一致で採択

▶ 発 議

コミュニティバス検討特別委員会設置に関する決議について

小国町内、また町外を結ぶ各路線バスの運行廃止、減便の検討や小国小中高校のスクールバス化、福祉バスの必要性、乗合タクシーの実証実験等、地域の日常生活の足として、特に子どもたちや高齢者の通学・通院・買い物などの交通弱者の交通手段を確保していくために早い段階から小国町の公共交通を考えることが必要と判断し、議員全員の賛成により特別委員会を設置しました。課題も山積しておりますが、よりよい解決策を検討していきます。

コミュニティバス検討特別委員会委員長 北里勝義 副委員長 渡邊誠次

全会一致で採択により委員会設置



駐車協力金、景観整備、ゆうステーションの管理、鍋ヶ滝の方向性

時松 唯一

【総務課長】これまでの議会でも質問があり検討するとし、2月に町長出席のもと行った全職員協議では総意を得られていない。協力金となれば任意の部分であるが、料金としての徴収は考えていない。

【町長】町としては駐車料金、協力金は求めない。

【町道愛護費路線が165線あるが、集落により景観整備に差異がある。町道脇には交通安全の妨げや原木による災害の要因箇所が多くあるが。

【町長】景観整備には老人クラブ連合会の協力で感謝している。また植樹は組織団体と協議し、悪影響がないように景観工夫をする。

【建設課長】町道岳の湯線は、道路改良後のメニューで銀杏等を

植樹した。再確認、管理を行う。【ゆうステーションの老朽化に対する修繕費等、管理体制は。】

【産業課長】耐震、屋根の構造等の維持費が考えられる。

【町長】ゆうステーションカンパニーに引き続き指定管理を。築25年の経過により修繕を想定しなければならない。

【鍋ヶ滝の今後の方向性、組織の確立は来訪者の内訳、目的を調査し、町全体の観光資源とすることが必要ではないか。】

【情報課長】直販所は各団体と試行錯誤の検討協議中である。

【町長】地元、地域全体、議会とも協議し、条例を含め審議する。また適切なアドバイザーと協議し、率先してリーダーシップを発揮する。



過疎の見解論

渡邊 誠次

【町長】推計の数字が全てではないと思う。数字だけがはしりすぎているのではないか。様々な施策を講じていく。

【町長】推計の数字が全てではないと思う。数字だけがはしりすぎているのではないか。様々な施策を講じていく。

【町長】推計の数字が全てではないと思う。数字だけがはしりすぎているのではないか。様々な施策を講じていく。

【町長】人口論だけで述べるべきではない。集落は小さくても幸せに光輝き楽しく暮せることが大事である。現在は各行政部署が限られた人数で最大限業務を努力している。新たな室、部署は新設できない状況。各部署の横の連

【町長】人口論だけで述べるべきではない。集落は小さくても幸せに光輝き楽しく暮せることが大事である。現在は各行政部署が限られた人数で最大限業務を努力している。新たな室、部署は新設できない状況。各部署の横の連

携が必要である。

【総務課長】総合計画、過疎計画についての対策を各課の意思の統一感、意見交換を行いながら図っていく。

【情報課長】情報課では総合計画をつくりながら3年毎に見直しを行っている。

【町長】トップとして県や各省庁と直接に情報を収集し、民間に流していく。また、ひとつを解決すれば過疎の問題は解決するものでもない。様々な意見を聞かせてほしい。

【町長】トップとして県や各省庁と直接に情報を収集し、民間に流していく。また、ひとつを解決すれば過疎の問題は解決するものでもない。様々な意見を聞かせてほしい。



小中一貫校の成果は

北里 邦治

図小中学校が統廃合されて4年半が経過している。この間、小中一貫など色々な授業の仕方や先生方の指導法も大きく変化していると思う。先日実施された文部科学省の学力テストでも成果が出ているか。

【教育長】統廃合により9年間を先生方が責任を持つて教育できる一貫教育が可能となり、教育課程特例校の指定を受け、小学3年生から英会話や小国の歴史・文化を学ぶ『小国学』を実施している。夏季休業中には英語教室や高校生による算数・数学教室も開催している。情緒障害者、知的障害者の児童・生徒支援の充実や学校図書室の事務方の増員も出来ている。

全国学力テストの結果は、ペーパーテストですべてを評価すべきものではないが、全国共通問題が出題されるので一つの目安になる。結果として、国語・算数・数学の正答率は6年生と9年生A・Bともに、全国と県の正答率を

上回っている秋田県に次ぐレベルにあると思う。英語検定や漢字検定に町からの費用の一部負担を受けているが、良い結果を出している。この結果におごる事無く、先生方や保護者との連携を密にして更なる学力向上に努力する。



小国中学校

図小国ドーム・林間広場には、特に夏場の合宿等で町外の利用者が集中しているが、町外利用者の使用料は、申し込み者の居住地により減免措置になるものとならないものがあり、曖昧である。今後、検討の余地は。

【教育委員会事務局長】今年においてはバスケットボール、バレーボール、サッカー、バトミントンと県内外に問わず十三団体が使用している。このうち六団体が中高大学生の利用である。使用料については条例で定めてある通り、町外の場合は倍額となっている。減免、または免除という項目もあるが、町長が相当と認める場合のみ対応している。

図町外の特に学生から倍額を徴収するのは今の時代に適応していないと思う。条例が制定したのも昭和の終わりくらいである。と聞いているが、条例改正をして町内料金で統一してはどうか。

【町長】ドーム・林間広場だけで



町有施設の使用料

穴井 帝史

なくすべての施設において町内町外の使用料金を、話題に議論する必要があると思う。郡内他町村の動向も踏まえた上で、また町内に宿泊した場合、町の経済効果に協力している団体として、恩恵を与えるという部分があつてもよいのではないか。



小国中学校体育館



棚田の観光利用のためにも 保存政策を

梅木 隆志

【町長】小国町には、美しい棚田がいくつもあると思うが、観光と結び付けて、保存していく必要性があるのではないか。

【町長】地域から棚田を残したいという事の起こりが大切である。行政は地域と連携して、側面からサポートしていきたい。

【産業課長】棚田を利用した観光とそこから生産された米を、うまく結び付けていくのが、小国らしい棚田の利用と思う。棚田に伴う色々な事業もある。地域と連携して、地域の意見を尊重したい。

【町長】最近、小国町でもホテルが増えてきており、ホテル祭りや旅館等によるホテルの観賞も行われている。よりいっそうホテルを観光に利用するためには、子ども会等によるホテルの調査・学習や、ホテルの幼虫の飼育などをを行い、子供達に小国ならではの体験をさせる。そして、それをPRしていくことが大切ではないか。



棚 田

【教育委員会事務局長】ホテルの観察・学習などは、小国町ではあまり取り組まれていない分野。現在は木魂館の自然学校で自然体験等を行っている。これを各地域に広めていきたいので各子ども会の代表者と話をしていきたい。



教職員住宅の今後

松本 明雄

【町長】現在、町内に住んでいる教職員の人数は。

【教育長】小学校25名中10名、中学校20名中5名、計15名が町内に住む。

【町長】現在、教職員住宅は17戸である。プライバシーの問題等もあるとは思いますが、災害時等も考慮し、人口の少ない小国町なので地域に密着した教職員をつくらせていたきたい。教職員住宅17戸の内の入居状況は。

【教育委員会事務局長】広瀬住宅4戸の内2戸、田迎住宅0、関田住宅4戸全部、帯田住宅6戸の内1戸、全部で17戸の内7戸入居である。

【町長】空居が10戸もあるが、使用しなければ傷みも出てくると思う。今後町営住宅等にするなどの考えはあるか。

【教育委員会事務局長】現況、入居戸数が10戸以上増えるような状況ではない。築年数も30年前後経っているので今一度、建設課と一般住宅にできるか検討して



帯田住宅

【町長】いきたいと思います。【町長】せっかくの機会なので議論を深めたい。



地域防災の取り組みと 情報発信

松崎 俊一

国日本全体が亜熱帯化しているとも言われている中、非常用のリュック、ヘルメット等の必要性は。また、今までに経験したことがない千年に一度と言われるような災害に対し、どのような対策を講じるべきか。地域の住民が確実に準備することが重要だと考えるが。



【町長】各大字で毎年防災訓練が行われている。今後も自主防災組織の充実と継続的な情報提供をおこなっていききたい。



国ホームページが新しくなっている。積極的な活用を！また、国道の情報案内板も活用すべきでは。
【町長】秋の行楽シーズンに向けて充実していきたい。



小国町にも特別養護老人ホームを

児玉 智博

国高い介護保険料を払っているお年寄りが、いざ介護が必要になった時に必要に応じた保険サービスを利用出来る環境を整える必要がある。悠清苑の待機者は160名で内86名が小国町民。みやま荘も待機者14名中3名が小国町民だ。入所になったら年金で賄える施設にという声も多い。

この間、特別養護老人ホーム等の施設整備のために臨時特別基金が都道府県ごとに積み立てられている。特別養護老人ホームの整備に取り掛かるべきではないか。

【町長】施設を設置すれば料金が增えるという問題もあるが、待機者のうち病院や他の施設入所者が50名いる。また、介護度の低い待機者もいて、在宅で切羽詰まった待機者は多くない。現状は家族介護と在宅サービスで対応出来ている。

【福祉課長】小国町は今後5年間くらいで高齢者の人口量のピー

クを迎え、その後は下がっていく。国現に待機者がいて、その人達は今も高い介護保険料を払いながら施設入所を待ち望んでいる。年金で賄える施設がほしいという人達の願いにも応えるべきだ。

この間、在宅介護について給付の削減が行われてきている。第6期での改定では要支援を保険対象から外す事が検討されている。町内のお年寄りがこれまで通りの介護を受けられなくなってしまうのか。

【町長】制度が変わっても卒なく対応していく事、介護受給者に影響が無いような体制をと考えている。



結婚活動支援事業の取り組み 学校跡地の有効活用

北里 勝義

園小国町が結婚対策として取り組んできたブライダルメッセンジャー制度の実績と課題。また、制度の評価は。

国においても、結婚から育児まで切れ目のない支援を打ち出している。少子化対策や若者定住対策の観点から、結婚活動支援の取り組みについて、町の考えは。

【住民課長】この制度は、昭和63年度から平成16年度まで17年間実施しており、相談件数586件、お見合い件数203件となっている。一定の成果は上がっていると思うが、時代の変化により情報共有化の難しさや、対象者の高齢化等の課題がある。これらの課題や実績を踏まえて検討したい。

【町長】大変重要な取り組みと思っており、職員の先進地視察等も行っている。先進地の活動を参考にしながら結婚活動支援事業に取り組みたい。

園小学校が統合されて5年が

経過しようとしているが、学校跡地の活用について、福祉関係の施設が有効活用できると思うが、現在の活用状況は。

【総務課長】旧万成小は、サポートセンター「ゆうあい」の入所者・通所者の作業所。旧北里小は、民間企業による自然食品の生産販売。旧西里小は、崇城大学と協定を結んでおり、作業活動や展示活動等の計画。旧蓬萊小は、地元農産物の加工所としての計画検討している。



旧万成小学校



若者の声を町政に活かし希望あふれる町づくりへ

奴留湯 哲宣

園少子化対策はまず婚活からとすることで、質問を考えていたが、同僚議員より同様の質問があったので子育て支援について質問したい。

現在、公園は沢山ありますが、遊具を備えた公園はほとんどなく、未就学児など遊ぶ場所がない。近隣の市町村を見ると、阿蘇市など遊び場に遊具を備えた公園があり、多くの家族が遊んでいる。小国町にも遊具を備えた家族で遊べる公園を学校跡地とか北里の河川公園などに設置して子育てを応援してはどうか。町内でも多くの人が希望している。

【町長】現在既存の公園で要望がたまにあるが、くつろぐ場所として利用しているし、河川公園は遊具を置かない公園として利用してもらっている。なので現在のところ設置は考えていない。

園若い人が将来に希望が持てる町づくりのため地域の若い人たちの声を町政へ活かす組織づく

りをしてほしい。

【町長】現在色々な若い組織が頑張っている。足りない部分があれば補足を。

各活動グループの活躍は解る。各組織の横のつながりを深めてもらい、人材の発掘や各地域の若い人の声を聞く場を設け、町政に活かして頂きたい。



北里河川公園



地縁団体の登記・認可

原山 光成

園町の活性化については後に譲り、認可地縁団体についてお尋ねをする。

小国町内は高齢化社会になり、組とか各地域は公民館とか山林など不動産をもっているが、今後、その維持とか利用について頭を抱えている。組なり各地域又町内会は、民法の権利能力の無い団体にあたり、その不動産登記が出来なかった。平成3年の地方自治法改正で市町村に登記の認可権が与えられ、組・町内会が認可地縁団体として登記が出来るようになったが、その概要について知りたい。

【総務課長】平成3年の地方自治法改正までは、組・町内会などで所有する不動産等は、代表○外何人と共同登記しかできなかった。平成3年の自治法改正で認可地縁団体になれば団体名で登記が出来るようになった。現在は小国町内に2団体が地縁団体の登記をしている。



わいた山 北里地区風景

に、何を地縁団体の目的にするか。加入率はどうとか組織をどう作るかなど八つの大事な規約要件があるが、これらのことは、役場で詳しく相談にのってくれるのか。

【総務課長】ここでは詳しい説明が出来ないが、今までの所有の経緯とかケースによつて違うので役場に認可の相談に来て頂きたい。

▶平成24年度決算 財政健全化審査意見書

健全化判断比率	平成 23 年度	平成 24 年度	早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	—	—	15.0	
連結赤字比率	—	—	20.0	
実質公債費比率	13.3	12.8	25.0	
将来負担比率	65.4	55.0	350.0	

※実質赤字額・連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載した。

■ 実質公債費比率とは

町（地方公共団体）の収入に対する公債費（負債返済額）の割合 18%以上になると新たな借金をするためには、国や県の許可が必要になる。25%【早期健全化基準】になると新たな借金は制限される。

■ 将来負担比率とは

一般会計等の借入金（地方債）や公営企業（水道事業等）、組合、設立法人等に対して将来支払う可能性がある負債等の現時点残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合い地とする指標。

※上記説明は、概略を述べたもので、実際には複雑な計算式がある。

小国町内林道視察

【平成25年9月20日】

第3回定例会開催中の全員協議会にて協議された団体補助金の適正使用、また林道等の整備、現況調査を実際に確かめ、検討するために小国町内の林道作業道路線 52 本中、32 本を視察しました。おおむね整備はされているものの、林道と重なるスクールバス運行道について管理、地元負担の軽減、町道への格上げ等の意見があり、今後の検討課題です。また、資源循環型農業に基づき田原地区に建設された堆肥舎を視察。食品残渣を活用した堆肥づくりの様子、今後の方針等を現地にて検討し、今後も町内外に小国の薬味野菜を広く情報発信し、農業の活性化に結び付けていく必要性を感じております。



阿蘇郡議員研修会 ～阿蘇郡高森町～ 【平成25年10月4日】

「これからの議会の使命と議員の職責」との演題にて新潟県立大学の田口一博教授の講演。一例として上げた山形県の小国町議会での高校生議会が現職議員の質問に執行部役の高校生が答弁するという珍しい形。地元の若者の意見をしっかりと聞くことができ、また地方自治を担う次世代の育成ができるいい取り組みであるとの評価が多数でした。当町での子ども議会や今後の町政の参考となる研修を終えることができました。



議員研修会

議員研修参加報告 ～鳥取県日南町～ 【平成25年10月28日～29日】

中国山地の真ん中、島根、岡山、広島 の 3 県に接し、日野川の源流に位置する自然豊かな町、また小国町と同じく林業の町でもある日南町を題材に研修しました。議員発議による条例の改正、新設等もあり、議会も活発に活動されているところです。議会運営、病院、空き家対策等、当町とも重なる課題を持つ日南町の事例を勉強することは有意義な時間を過ごすこととなりました。



わかりやすい議会



国民の権利 請願・陳情

日本国憲法は、主権者である国民の意志を国や地方政治に表明して実現させるために、国や地方自治体の機関に対して要望を述べる権利を保障しています。それを『請願権』といい、参政権の一翼を担っています。

議会への請願・陳情は書面により議会の開会中、閉会中を問わず受け付けています。

◆ 誰でも出来る請願・陳情

国民の権利である請願は、請願の意志があれば未成年者、その自治体外の住民を問わず誰でも出来ます。また、会社組織などの法人や外国人にも認められています。

◆ 様々な事柄が請願・陳情出来る

請願の対象となる事項は憲法に明示されています。

- ① 国、地方公共団体等の公権力の行使によって受けた損害の救済
- ② 公務員の罷免
- ③ 法律や政令、自治体の条例や規則などの制定、改廃の他、国や地方自治体の事務に関する全ての事項

◆ 請願と陳情の違い

請願・・・1名以上の議員の紹介が必要になります。必ず議題として審議され、本会議で採決されます。採決の結果は請願者に通知されます。

陳情・・・議員の紹介は必要ありません。審議するかどうかは議会運営委員会が判断します。

小国町議会への請願や陳情については、議員または議会事務局におたずねください。

編集後記

毎年1月に行われる成人式の来賓席に選挙管理委員長が座っている事はあまり知られていない事だと思っています▼今号では請願権を紹介しましたが、参政権で一番大事な権利は選挙権です。20歳になり晴れて選挙権を手にした若者達を祝福しているのです▼しかしながら、近年の選挙では、国政、地方選挙とも特に若い世代での投票率低下が指摘されています▼若者が選挙に行かない理由の一つに「政治家が何をしようとしているのか分からないから興味が湧かない」というのがあります▼町内の若者・学生のみならず、町政に興味を持ってもらえる紙面づくりを目指します。(児玉 智博)

広報特別委員会

委員長	渡邊 誠次	発行責任者	高村 祝次
副委員長	梅木 隆志		
委員	奴留湯 哲宣		
	児玉 智博		